

外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター

第67号

2009年3月3日発行

[事務局] 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18

日本キリスト教会館 52号室

[編集] 在日韓国人問題研究所 (RAIK)

TEL: 03-3203-7575 FAX: 03-3202-4977 E-mail: raik@abox5.so-net.ne.jp

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ホームページ: <http://www.ksyc.jp/gaikikyou/>

この人たちに食べさせるには

(ヨハネによる福音書 6: 1~15)

●中家 盾 (日本キリスト教会栃木教会牧師)

新約聖書に出てくる四つの福音書には、主イエスがなされた奇跡の出来事が数多く記されています。ところがです。四つの福音書すべてに登場する奇跡の出来事はただ一つ、「五つのパンと二匹の魚で五千人の男性を満腹させた」という今日の聖書だけなのです。そもそも、奇跡物語は神の御心、神の御力がどこにあるのか。やがて来たりたもう神の御国はどのような姿をしているのかを表しているものです。福音書記者たちは、今日の奇跡の出来事の中にこそ、神の御心と神の御力が、また、やがて来たりたもう神の御国の姿がよく表されていると感じたのでしょう。特別な思いをもって受け止められた奇跡の出来事、それが今日の聖書です。

◇

奇跡の出来事は「その後、イエスはガリラヤ湖、すなわちティベリアス湖の向こう岸に渡られた。大勢の群衆が後を追った」(ヨハネ6章1~2節)ということから始まっています。その距離何と数十キロ。主イエスの後を追った者の数は男性だけで五千人。

ここからは、主イエスに「しるし」(2節)を求めずにはいられない困窮しきった群衆の姿を見て取ることができます。

主イエスを求める群衆。そこに、私たち外キ協に連なる者たちも含まれています。

これまで外キ協(外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会)が担ってきた中心的な事柄は「1952年に公布・施行された外国人登録法に基づく指紋押捺制度の撤廃」であり、「在日韓国・朝鮮人に対する戦争責任の謝罪と戦後補償」でした。

しかし、2000年に外国人登録法に基づく指紋押捺制度が撤廃された頃から、外キ協が担う事柄は少しずつ変化してきているように思われます。

「2007年から開始された日本版 US-VISIT などのように、日本に多数やって来るようになった外国籍の移住労働者たちの入国と在留を管理しようとする法律の撤廃」。その一方で、「外国籍の移住労働者たちが地域住民として、また、一人の人間として最低限の権利をもって生きていくことができるため

の法律の制定」。そして「グローバル化された世界の中であって、道具のように使い捨てられていく移住労働者たちに対する価値の回復」。

しかし、全体を通して言えることは、「どのような時代的变化が見られようとも、その根底に、外国人を差別・排除しようとする日本のあり方がある」ということであり、「その中であって、もっと豊かな人としてのあり方、もっと豊かな国としてのあり方を主イエスの内に探し求めていく私たちの取り組みがある」ということです。

◇

さて、集まって来た群衆を前にして、主イエスはどのような行動をとられたのでしょうか。「イエスは目を上げ、大勢の群衆が御自分の方へ来るのを見て、フィリポに『この人たちに食べさせるには、どこでパンを買えばよいだろうか』と言われた」（5節）と聖書には記されています。

この主イエスの促しに対して、弟子たちは何と弱い応答しかできなかつたことでしょうか。「この人たちに食べさせるには、どこでパンを買えばよいだろうか」と問われる主イエスに対して、弟子の一人であるフィリポは「めいめいが少しずつ食べるためにも、二百デナリオン分のパンでは足りないでしょう」（8節）と答えています。素早く計算してみせたフィリポは、将来を分析する能力に長けていたと言えます。しかし、その彼が出した答えは「これでは足りない」というものでした。

一方、別の弟子であるアンデレは次のように答えています。「ここに大麦のパン五つと魚二匹とを持っている少年がいます。けれども、こんなに大勢の人では、何の役にも立たないでしょう」（9節）。周囲の状況を注意深く見極めるアンデレは、現実を分析する能力に長けていたと言えます。しかし、その彼が出した答えは「パン五つと魚二匹だけはある。しかし、こんなに大勢の人では、何の役にも立たない」というものでした。

私たちは目の前に置かれた課題を前にして、どのように現状を見据え、どのように未来を切り開いていくのでしょうか。

◇

11～13節のところには次のように記されてい

ます。

「さて、イエスはパンを取り、感謝の祈りを唱えてから、座っている人々に分け与えられた。また、魚も同じようにして、欲しいだけ分け与えられた。人々が満腹したとき、イエスは弟子たちに、『少しも無駄にならないように、残ったパンの屑を集めなさい』と言われた。集めると、人々が五つの大麦パンを食べて、なお残ったパンの屑で、十二の籠がいっぱいになった」

五つのパンと二匹の魚だけで五千人もの男性のお腹を満たし、しかも十二の籠いっぱいパン屑が集まる。神の恵みの重さと満ち溢れが豊かに感じられる。あまりの不思議な出来事である故に、「この奇跡をどう解釈し、どう説明したらよいのか」ということが盛んに論議されてきました。その一つに、「群衆は、皆、何かしらの食べ物を持っていた。しかし、皆に分けるのは惜しいので差し出さないうでいた。しかし、だからと言って、自分だけが食べるのにも遠慮があった。そんな中、まず少年が食べ物を差し出した。そこで、皆はお返しに自分の食べ物を差し出した。その結果、皆が十分食べるだけの食べ物を得ることが出来た」という解釈があります。ここにはある種の真理があります。

事柄が進まない。問題が解決しない。そのような時、次のような言い訳をすることがあります。「自分はこんなちっぽけな物しか持っていない。だから、こんなちっぽけなことしか出来ない」。しかし、その真相は「自分はこんなちっぽけな物しか持っていない。けれども、それすら手放すのは不安であり、惜しい」という点にあたりするのです。その私たちに、一人の少年が差し出したパン五つと魚二匹について、「何の役にも立たないでしょう」ととやかく言う資格はありません。むしろ、一人の少年の差し出した五つのパンと二匹の魚から、「もし惜しむ心から解き放たれ、自分のモノを差し出し、分かち合うようになるならば、世界はあり余るほどの恵みで満たされるようになる」という真理を学ぶことのほうが何倍も有益なことでしょう。五つのパンと二匹の魚とは、私たちが持っている少しの時間、少しの持ち物、少しの労力、少しの愛のことなのかもしれません。



私が所属している日本キリスト教会栃木教会は、20年前からアジア学院という団体との繋がりを与えられ、多くのことを教えられてきました。アジア学院では3カ月に一度『アジアの土』という機関誌が発行されるのですが、その第133号には次のようなことが記されていました。

「学院の特徴の一つは、その多様性にあります。毎年13カ国前後の国から30名内外のキリスト教徒、仏教徒、イスラム教徒、ヒンズー教徒、その他……習慣、言葉、文化など全く異なる学生が、全寮制で24時間起居を共にし……技術を学び合い、自分たちの作った食べ物を自分たちで料理し、一緒に食べます。共同生活から生じるさまざまな葛藤を通して、それらに対処するすべを学び、『共に生きる』難しさと問題解決の過程を通して喜びを体験します」

問題解決の道はまず共に生きることから、まず共に食べる関係を築くことから始まるのだということを教えられます。

また、第128号には「『全員田植え』の理由」という興味深い一文も載せられておりましたので、こちらも紹介したいと思います。

「アジア学院のほとんどのメンバーは毎年入れ替わります。学生の研修は4月から12月まで。ボランティアも原則的に1年以内です。ところで稲は、4月に播種、5月に田植え、9月に収穫です。その後、脱穀・乾燥・粳すり・精米と続くので、新米が食べられるのは早くて『収穫感謝の日』の頃、10月半ば。つまり、自分達で植えて育てた稲のほとんどは自分たちの口に入ることはないのです。皆で一緒に植えた稲。夏のさかりの炎天下、アイガモの隣でヒエとりをした稲。……全ては自分達の為ではなく、来年やってくる、まだ見ぬ『次の世代』の為のものなのです。そして代わりに食

べているのは去年のメンバーの労働の成果。アジア学院が田植えも稲刈りも全員で行う理由がここにあります。毎年代わるメンバーが、食と労働を通してつながっているのです」

ヨハネ福音書4章37節にも「一人が種を蒔き、別の人が刈り入れる」という文章が出てきます。世の多くは、他の人が蒔いたものの実りをごく僅かな者たちが奪い集めるといふあり方を取っています。その中において、問題解決の道としての人と人との繋がりの形成は、まず自らが種を蒔くことから始まるのだということを教えられます。



ただ、この聖書における最も大切な視点は「私たちの貧しく欠けのある五つのパンと二匹の魚を豊かに用いて下さる神がおられる」ということであり、「そのような神が私たちと共にいて下さることこそ最大の奇跡である」ということです。五つのパンと二匹の魚は私たちの手元にある限り、いつまでもそのままだ。しかし一度、五つのパンと二匹の魚が主イエスの前に差し出され、憐れみのために用いられることを願うならば、主イエスはそれを「取り」（11節）、それに大いなる感謝と祝福を与え、大いなる成果を備えてくださることでしょう。

主イエスという御方が私たちには備えられていません。その恵みに気づくか、気づかないか。その恵みに飽きるか、飽きないか。その恵みを「役に立たない」と言うか、言わないか。それによって大きな違いが生じることでしょう。外キ協全国協議会の全てのプログラムに先立って行われているこの礼拝においても、主イエスという御方が私たちと共にいて下さることを感謝し、希望をもって私たちに託された業を分かち合いましょう。

* 第23回全国協議会「開会礼拝」から

2009年1月、 「共生の天幕を広げよう」を主題に 全国集会と協議会を開催

1月29～30日、カトリックさいたま教区事務所と別所沼会館において、第23回外キ協全国協議会を開催した。「宣教課題としての外国人住民基本法」の主題のもと、韓国教会在日同胞人権宣教協議会、各地外キ連と各教派・団体から代表者40人が参加した。

中家盾牧師（日本キリスト教会）による開会礼拝のあと、佐藤信行さん（RAIK）の発題①「2009年外登法・入管法改定の徹底検証」、秋葉正二牧師（日本基督教団）の発題②「『外国人住民基本法』制定運動10年の到達点と意義」、金耿昊さん（在日大韓基督教会横須賀教会）の発題③「青年の旅・2008年から09年へ」を受けて、討論した。

発題①については、今回の法改定について問題点を整理し、発題②をめぐるのは、「日本の教会は、職や住居を失った人たちを果たして迎えるような働きができるのか」という問い返しがなされた。発題③に対しては、日本人と在日韓国人の青年たちが共に日・韓の「教会現場」「歴史現場」を訪ねて学び合うことの意義を再確認し、今年度も7月28日～8月4日に実施することとなった。

そして夕食を囲みながら、交流会が「キリスト教界それぞれの取り組みとつながろう」と題して行なわれ、難民・移住労働者問題キリスト教連絡会、日本聖公会東京教区カパティラン、カトリックさいたま教区オープンハウスから活動報告を受けた。そこから見えるものは、難民申請者であれ、DV被害女性であれ、派遣労働者であれ、現代日本の矛盾が彼ら彼女らの生存そのものまでも奪おうしているという現実である。

翌日は、西原廉太・立教大学教授による「天幕づくりの教会論—共生共同体の聖書的原理」と題した聖書研究が行なわれた。西原教授は、新旧約聖書を

貫く共生共同体の聖書原理が「天幕」であることを解き明かし、現在の教会が「天幕」のダイナミズムを回復し、共生共同体のモデルとなると同時に、共生共同体を社会の中で実現するために働かなければならない、と述べた。

続いて、麻生和子さん（NCC在日外国人の人権委員会）と吉高叶牧師（日本バプテスト連盟）から発題を受けて、「第14回外登法問題国際シンポジウム」を韓国で開催することや、日・韓・在日教会共同ブックレット『歴史をひらくとき』の2010年版を作ることが確認された。

そのあと全体協議がもたれ、年間活動計画などを立てると共に、共同代表と事務局長を再任した。

最後に、春日隆司祭（日本聖公会）の閉会礼拝をもって、長時間にわたる協議の場を終えた。



1月31日には、浦和カトリック教会で「第23回『外国人住民基本法』の制定を求める全国キリスト者集会」が、主題「共生の天幕を広げよう」とのもと、開かれた。雨の中、さまざまな国籍の人びとが100名近く集まった。

最初に、在日ペルー人と日本人の演劇グループによる創作劇「テオドーロ・ウアマン」が演じられた。アンデスの住民が日本へと働きに出ざるをえない過酷な現実を訴えるものであった。

続いて、「外国籍住民の証し」として柳時京・立教大学チャブレン、マリップさん（日本バプテスト同盟カチン伝道所）、デリアさん（カトリック行田教会）が、日本社会で暮らす上での困難さについて、それぞれ語った。

そして、日本カトリック難民移住移動者委員会委員長の谷大二司教から「いま、モーセの十戒を読み返す」と題してメッセージがあった。メッセージの

中で谷司教は、「派遣切り」やパレスチナのガザなど、現代においてもさまざまな場所で見られる「抑圧のシステム」に陥らないために、神はモーセの十戒を「解放のシステム」として掲示してくださっている

ことを述べ、主に最初の四戒について解き明かした。最後に集会宣言を採択し、参加者は北海道から九州まで各地の現場に帰った。

(報告：RAIK)

全国協議会・全国集会に参加して

ニューカマーのくびと

三日間の日程があっという間に過ぎ、私にとっては非常に充実したプログラムになりました。

今回の協議会は、視野が広げられた機会になりました。それは、私の問題意識の中でニューカマーの方々の存在が薄かったということです。この運動に携わって以来、在日の問題は在日コリアンの問題であるとの意識が強く、それが私の中に定着していました。しかし、今回の協議会でニューカマーの方々の惨状極まる現実を垣間見ることができました。米国の金融恐慌に端を発する世界的不況の波が日本にも押し寄せ、その影響をまともに受けるのが、弱い方々です。いつの世にあってもこの構図は変わらないことを知らされます。日本人の派遣社員もさることながら、在日外国人の置かれている状況は日に厳しくなっています。

ゼロ・ウチアパさんによる創作劇「テオドーロ・ウアマン」を見ることによって、ニューカマーの置かれている実態を極めてリアルに知ることができました。生産者人口の減少により、50年後には日本の人口の1割が外国人になるとの統計が出ています。私たちはさまざまな垣根を取り払わねばならない時を迎えていることを痛感します。

ビルマ出身のマリップ・セグ・ブさんの証しをうかがって、単なる同情ではなく運動を通しての祈りと支援が必要であることを、改めて思い知らされました。小さくてもできることを積み重ねていきたいと思っています。

全国で共なる働きをされている方々と出会えたことも感謝でした。行き詰まりをおぼえたとき、彼らの顔が励ましと慰めになることでしょう。そして先立ち給う主イエス・キリストに導かれつつ微力ながら運動を継続したいと思っています。

●三上 渡

(日本バプテスト連盟日韓・在日連帯特別委員会)

一カ所に定住すれば……

2009年は国際「ゴリラ」年だそうです。多くの専門家が、緊急に手を打たなければ、数十年以内に野生のゴリラは絶滅するだろうと予測しているとか。それで、ゴリラが危機にさらされていることを全世界に周知させる目的で、国際「ゴリラ」年にしたので。

「絶滅危惧種には世界中の人が心配するのに、絶滅しそうな少数民族の人々には目をかけてくれないのですか？」

全国集会後の交流会でのビルマのマリップ・セン・ブさんの言葉が心にさざります。彼女らはミャンマーの軍事独裁政権から逃れて自由と人権を求めて日本に来ましたが、日本にあってもいまだに多くの困難を強いられています。

マリップさんたちの苦難の証しを聞いて、西原廉太さんの聖書研究が受肉しました。神の民の中心にある天幕、神が共にいてくださる天幕の話は、わたしたち自身が旅する教会として、大切なものはなにか、決して失ってはいけないもの、常に視点を据えていなければならないものはなにか。神を忘れて他

のものに依存して安住してしまう人びとの中に神は居られない。神とともに旅する民の中にこそ神は共におられ、その神に「聴け」、といわれる。その呼びかけが強く響いてきました。

「一カ所に定住すれば精神が腐る」

今も幌馬車で旅をしながら暮らしているロマの人びと、「ジプシー」と呼ばれ、蔑まれている人びとのこのことわざが光ります。

●石川治子 (カトリック中央協議会)

希望の世

全国協議会での「外登法・入管法改定の徹底検証」(佐藤信行さん発題)では、この改定骨子①現在の外登法を廃止し、②「在留カード」を柱とする新たな「在留管理制度」を新設し、③日本国民を対象とする住民基本台帳法と別に「外国人台帳法」を制定する、の3点と共に、これまで外国人管理を入管、警察で行っていたのをそのまま継続しつつ、新たに雇用機関や教育・研修機関(つまり外国人が所属する機関の留学先、研修先、職場先)が加えて、個人単位で状況を定期的かつ随時の報告義務を入れていることを知った。

また、発題「『外国人住民基本法』制定運動 10年の到達点と意義」(秋葉正二さん)では、この「基本法」により、いつでも「対抗案を出せる」という基軸を作った意義は大変大きいことを知った。その発題の冒頭で、オバマ大統領にふれて、「彼が演説の中で、国際連合が発足する時に女性の働きが重要な影響を与えたとして、ルーズベルト大統領の妻の例を出した。アングロサクソンの彼女のことを黒人大統領が言及している」と語って、大統領の歴史に対する強い意識を評価しながら、「基本法」制定実現への希望を語ろうとしていたことは、印象的であった。

このことですぐに想い出されたのは、1994年の暮れに近い九州・山口外キ連の小さな集まりのことです。北九州では年明けに市長選を控えていましたが、崔昌華牧師が「市長に立候補したい」と表明し

ました。思わしくない体調のことよりも(彼は翌年2月8日に肺ガンで逝去しました)、「在日韓国人だから到底なれるはずがない」という意識のほうが強かったのが正直な気持ちでしたが、彼が当初から求め続けた在日韓国・朝鮮人の参政権獲得が市長候補表明に至ったのだと思います。たしかに今なお、それは夢かもしれません。

しかし昨年6月6日、国会は「アイヌ民族は先住民族である」との決議を行なっています。あらためてこの世は希望の世であることを思わされます。

聖書研究は、昨年も「天幕としての聖書講習会」を紹介していますが(『全国集会資料集』29頁)、今年は「天幕、幕屋」が新・旧約聖書を貫いている概念であるとして詳細に釈義されたことから、たしかかな希望を与えるすばらしいものでした。

●川本良明 (九州・山口外キ連)

課題を担う

今回の全国協議会は、全国の仲間と1年ぶりに再会する喜びの中にも、あらためて厳しい現実を認識させられる機会であった。外登法が廃止され新たに入管が在留外国人の出入国と在留を一元管理しようとする法改定が今国会にも提出されようとしていること。昨年後半期に起こった世界的な金融危機の中で、多くの在留外国人が職を失い、住む家さえなくなろうとしている現実。外国人学校が運営難で、閉鎖に追い込まれていっている現実。どれをとっても私たちの日常の取り組みを再検証せざるを得ない現実である。

それでも私は、全国の外キ連に集う仲間の力を信じたいと思っている。今回示された課題を担いするのは私たちであるという信念を持って、今年1年の活動を担っていききたいと思う。

全国集会で在日ペルー人と日本人で演じてくださった劇と、谷司教のメッセージは、私たちには課題を担いける能力があるという自信をもたせてくださったと思う。

●金成元 (関西外キ連)

共生の天幕を広げよう

外キ協に関わるようになって何年か経ちますが、「外国人住民基本法」の制定を求める全国キリスト者集会に参加したのは、今回が初めてでした。今年は、外国籍の方の証として、私が奉仕している東京平和教会カチン伝道所のマリッブセンブさんがお話をしてくださいました。

軍事政権下のミャンマーから亡命して日本で暮らして15年以上。必死に働いて家庭を築き生きてきた自分たち第一世代は、日本の言葉を体系的に学ぶ機会に恵まれていなかったことから、子どもたちが生まれてから関わるようになった日本の保育園や学校、また地域から送られてくる手紙や要請を、よく理解することができず困惑することが多いと正直にお話してくださいました。また、日本で生まれ育っている子どもたちに、自分たちのアイデンティティはカチン族であるということを確認させるように言葉や文化を伝えていこうとするけれど、そのことに限界を感じて世代間の格差をみせられていることも知らされました。そして、最後に、いつかミャンマーが民主化されたら、私たちは自分の祖国に戻りたいけれども、子どもたちはその国で生きていくのは難しいという現実も心に重くのしかかっていることを話してくださいました。いつも身近に当たり前のように接している彼ら彼女たちの生の声を、改めて聞きなおしたようです。今もっとも身近にいる外国籍のみなさん、少数民族のみなさんに対して、

私は、そして教会は今までどういう配慮をしてきただろうかと考えさせられました。また、これからどういふ協力ができるのかも見つめさせられました。

この集会の主題は「共生の天幕を広げよう」でした。教会が、さまざまな人びとが主のもとに差別なく共にいられる、そんな共生社会のモデルになっていけたらという促しを与えられました。「お互いを尊重し、受け入れあう心を与えてください」と、みなで共に祈った祈りの言葉が心にこだましています。日本人、外国人ということだけではなく、職業も、年齢も、性別も、立場もすべて違う一人一人が、神の前に等しく、尊く、愛されている存在であることが、そこに行くと感じられる。教会がそのような場所であってほしいと祈りを強めています。

私は、この主題を見ながら、何年か前の東京平和教会の主題聖句を思い起こさせられました。それは、イザヤ書54章2節です。

「あなたの天幕に場所を広く取り、あなたの住まいの幕を広げ、惜しまず綱を伸ばし、杭を固く打て」

天幕、これを教会というイメージで、また自分自身というイメージで考えていました。狭く縮こまることなく、いつも人びとが入ってきて住める、休める、そういう余裕のある広さがあってほしいと願うのです。私たち一人ひとりの心も、教会も。さまざまな状況の中で、すぐに作られてしまうあらゆる隔ての壁を、主イエス・キリストによって、いつも崩していただきながら歩みを進めていきたいと祈っています。

●石塚多美子（日本バプテスト同盟東京平和教会）

2009年／第23回 「外国人住民基本法」の制定を求める全国キリスト者1・31集会宣言

2009年1月29～30日、「外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会」（外キ協）は、第23回全国協議会を、カトリックさいたま教区事務所と別所沼会館にて開催した。「宣教課題としての外国人住民基本法」という主題のもとに行われた全国協議会には、韓国基督教教会協議会、韓国教会在日同胞人権宣教協議会、各地外キ連および外キ協加盟各教派・団体の代表者40名が参加した。

協議会では、2009年に予定されている外登法・入管法改定の問題点や、これからの外キ協運動のビジョン・

方法論について協議すると共に、関係諸団体の現場における取り組みを分かち合った。

そして、今日 31 日、浦和カトリック教会にて、「共生の天幕を広げよう」という主題のもと、「第 23 回『外国人住民基本法』の制定を求める全国キリスト者 1・31 集会」を開催した。

グローバリゼーションの帰結として、アメリカの金融危機に始まった世界的不況のただ中に日本はある。その歪みは、社会の構造的弱者に集中している。その中でも、ニューカマーと呼ばれる外国人労働者とその家族の多くは、人間としての最低限の生活が脅かされている。住居を失い、必要な医療を受けることもできず、子どもの教育の権利すら奪われている。そうした彼ら彼女らの困窮と叫びは、日本社会の中の痛みとして顧みられていない。それは、国籍や在留資格のいかんにかかわらず守られなければならない普遍的な人権が、日本社会においてははたしむられていない実態を物語っている。今国会で審議されている定額給付金は、本来最もそれを必要としている彼ら彼女らの緊急支援のために使われるべきである。

現在、外国人登録をしている在日外国人は 215 万人を超えており、グローバリゼーションが進む中、この状況は今後も進んでいくことは明らかである。本来、日本政府は、日本人と外国人の共生の道を整備する立場にある。しかし今日本では、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）を中心に、政府による外国人管理体制の強化が行われている。テロ対策として入国・再入国時の指紋・顔写真登録制度が 2007 年より実施されたが、日本でも、米国でも、同制度がテロリスト発見につながったというケースはない。

また、日本政府は 2007 年 10 月に「外国人雇用状況報告制度」を義務化し、2009 年には、「外国人 I C 在留カード」導入など、外国人管理強化を徹底することを計画している。それは、外登法の廃止の実現として歓迎すべきものなのでは決してなく、むしろ共生の理想に真っ向から対抗するものである。それは、一人ひとりの市民に管理の役割を押し付けることによって、国籍や在留資格による分断と支配を徹底するものでしかない。

このような差別・排外主義の背後には、歴史に真摯に向き合わない日本政府の姿勢がある。近隣諸国の人びとと共有できるような歴史教育を実施しようとしなないことが、相互の理解と連帯を阻んでいると共に、弱者を切り捨てる日本社会の歪みの温床となっている。

私たちが求めているものは、外国人を共に地域社会をつくる住民として位置づける「外国人住民基本法」の制定である。それは外国人住民だけではなく、日本に生きる者すべてにとって生きやすい社会の実現を目指すものである。

共に生きるとは、痛みを分かち合うことでもある。しかし、この痛みを通して、私たちは神の民として結び合わされるのである。多文化・多民族化する日本社会にあって、日本の教会もまた多文化・多民族化し、外国籍信徒が増加している。

聖書によれば、奴隷の地を脱し、荒れ野を彷徨した民は天幕において、嘆きと苦しみからの解放の希望を得た。いつの世も、民の叫びと苦難があるところに天幕が張られる。私たち今日のキリスト者もまた、教会がこの天幕としての共生共同体のモデルとなっていくことを切に祈り求める。私たちは、日本社会の中で教会がこの働きを担うことで、主と出会い、主にある平安と希望を分かちあうことができるように、次の聖句のビジョンをもちつつ、主の導きを祈り願うものである。

「見よ、神の幕屋が人の間にあって、神が人と共に住み、人は神の民となる。神は自ら人と共にいて、その神となり、彼らの目の涙をことごとくぬぐい取ってくださる。もはや死はなく、もはや悲しみも嘆きも労苦もない。」（ヨハネの黙示録 21 章）

<政府および関係諸機関への要求項目>

1. 政府および国会は、外登法を廃止すると共に、政府が現在計画している「外国人台帳法」構想を撤回し、外国人住民の包括的な人権保障のための「外国人住民基本法」を制定すること。
2. 政府は、「I C 在留カード」の新設などを含む、在日外国人の管理強化を目的とした入管法の改定案を撤回す

ること。

3. 入管法における外国人指紋・顔写真登録制度の実施を中止すること。
4. 「外国人雇用状況報告制度」を中止し、超過滞在者への在留資格付与（アムネ스티）など、入管法の抜本的改正を行うこと。
5. 在日韓国・朝鮮人など旧植民地出身者とその子孫に対して、日本の歴史責任を明記し、民族的マイノリティとしての地位と権利を保障する人権基本法を制定すること。
6. 国際人権法に基づく「人種差別撤廃法」を制定すると共に、政府行政機関から独立した「人権委員会」を創設すること。また「すべての移住労働者とその家族の権利保護条約」を速やかに批准すること。
7. 地方自治体は、在留資格の有無や違いにかかわらず、外国人住民の生活権を保障すると共に、外国人住民の住民自治・地方自治参画を積極的に推進すること。また、人種差別禁止条例、多民族・多文化教育指針を作成し、実施すること。
8. 国会は、米国議会などの決議を誠実に受け止め、「戦時性的強制被害者問題解決促進法」「恒久平和調査局設置法」を速やかに制定すること。
9. 政府は、歴史の真の清算と和解に向けて、日朝国交正常化交渉を粘り強く進め、日朝国交の実現と「拉致問題」を解決すること。
10. 東アジアの和解と平和を実現し、ひいてはアジア全体や世界に対する不戦の誓いを実現するために「平和憲法」を具現化すること。

＜私たちの取り組み＞

1. 「外国人住民基本法」制定を求める署名運動を、私たちの要求実現まで継続する決意を新たにし、より一層推し進める。
2. 入国時における指紋など生体情報の登録制度および非正規滞在者を完全に排除する在留管理制度が、日本・米国以外の国に波及することを懸念し、その阻止および中止を実現するために世界のキリスト教会と連帯し、情報の共有をはかる。
3. 教会内で声なき人の声を聞き取ることができるよう、また外キ協活動が宣教課題として認識・理解され協力が得られるよう、各地外キ連、諸教派・団体、神学校と共に、学習会・研修会などの機会を拡げていく。そしてその際、日・韓・在日共同ブックレットを積極的に活用していく。
4. 第14回外登法問題国際シンポジウムを韓国・光州で開催すると共に、韓国教会「在日同胞苦難の現場訪問」を実施する。
5. 多民族・多文化共生をめざすユース交流会や、第2回キリスト者青年現場研修プログラムを推進していく。

2009年1月31日

第23回「外国人住民基本法」の制定を求める全国キリスト者1・31集会 参加者一同
外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

外キ協 2009年の年間活動

1月の第23回全国協議会で、外キ協の年間活動計画が話し合われた。

1. 2009年法改定に対する取り組み

○外国人権法連絡会が呼びかけて1月24日に結

成された「在留カードに異議あり！NGO実行委員会」（外キ協、移住連、アムネスティなど）を中心に、国会ロビイング、地方自治体への働きかけなどを行なう。

〇とりわけ外キ協としては、全国の教会、外国籍住民に対して情報を発信していく。

2. 「外国人住民基本法」の制定を求める

国会請願署名を推進する

(1) 2008年署名を3月3日、国会へ提出する。

(2) 2009年署名運動を展開する。

◇3万人を目標にし、関係団体（教会関係団体、キリスト教学校、市民団体）に協力要請をする。

◇2010年1月10日締切、1月下旬に国会に提出する。

(3) 5月を中心に「全国キャンペーン」を展開する。具体的には、2009年法改定反対のさまざまな取り組みと連動して、教会での学習会や、地域の市民団体と共催しての「外国籍住民の証言集会」などを開催する。

◇そのために、「2009年法改定反対」リーフレット、「外国人住民基本法」リーフレット、「外国人住民基本法」逐条解説、DVDなどを作成し、活用する。

◇講師・発題者が必要な場合は、外キ協事務局から派遣する。

3. 神学校への「特設授業の開設」依頼を行なう

◇「特設授業」の授業内容などを含めて依頼。

4. 「歴史をひらくとき・2008」の活用

◇初版2000部、ほぼ完売。

◇3月、増刷して、キリスト教学校に副読本として活用するように依頼する。

◇6月、『2010年版』編集委員会を立ち上げて、編集に着手する。

5. 第14回国際シンポジウムの開催

◇日時：2009年6月22日（月）～25日（木）

◇会場：韓国全羅道康津（カンジン）

6. 韓国教会「苦難の現場訪問団」の受け入れ

◇8月24～27日、広島外キ連が受け入れる

7. 「青年の旅・2009」の実施

◇日程：7月28日～8月4日

◇コース：北九州－釜山－提岩里－ソウル

◇参加費：5万円

8. 共同行動

(1) 全国キリスト教学校人権教育研究協議会（8月、全国セミナーが第20回目を迎える）

(2) 外国人入国法連絡会

(3) 定住外国人の地方参政権を実現させる日・韓・在日ネットワーク

(4) 移住労働者と連帯する全国ネットワーク

(5) 外国人学校・民族学校の制度的保障を実現するネットワーク

9. 広報活動

◇『外キ協ニュース』を年4回発行

◇ホームページを活用

「外国人住民基本法」制定運動 10年の到達点と意義

●秋葉正二（外キ協事務局長／日本基督教団砵教会牧師）

1. 「外国人住民基本法」制定運動スタートの土台

①エキュメニカル性

人権は人格をもったあらゆる個人に帰属すべきものであるから、ことさらキリスト教を強調する必要はないとも考えられるが、今日慣用的に用いられて

いる人権という概念は、やはり17世紀以降のキリスト教啓蒙主義の精神的雰囲気の中で生まれている。これは20世紀のエキュメニカル運動の中で開花した。

我々が注目すべきは、世界教会協議会(WCC)が

第二次世界大戦後の世界人権宣言の成立に際して果たした大きな役割である。「責任社会」という標語が生み出され、それが現実の社会の変化の中で補完されていった。その中で人種を理由とする差別の禁止がWCC活動の中心に押し出されていき、1970年以後は、各教派の世界連盟の活動においても、人権のテーマは大きな比重を占めるようになった。たとえば、ルーテル教会世界連盟のエヴィアン人権宣言やローマカトリック教会のシノドスによる人権分類などに、そうした動きが読み取れる。1974年のWCCザンクトペルテン協議会では基礎的な人権基準であるカタログが定式化され、さまざまな状況の中で生きるキリスト者が人権問題を扱う際の出発点となる共通な土台が用意された。

「外国人住民基本法」制定運動を生み出した直接的要因は、1980年代の指紋押捺拒否闘争を嚆矢とする「在日」の人びとを中心とした一連の人権を確立せんとした反差別闘争である。キリスト者、教会はそこに信仰的真理を見たのであり、熱心に人権について学習し、他方面の情報交換・共同作業・相互信頼を基盤として、人権の実現に向けて歩み始めた。それゆえ外キ協は、教会の共同作業として生まれたと言える。

②国際人権法からの促し

指紋押捺拒否闘争の中で教会が悟ったことの一つは、ある国家や民族の、その時々々の制定法をこえた、しかも特定の宗教や教派に結びつかない一つの要素が決定的な位置を占めることがあるということである。これがおそらく国際法の中に人権の根拠を求めるために、積極的に関わらなければならないという理由であろう。国際法そのものは諸国の合意や協定によってのみ成立するとしても、そこで人権が国際法の規範として承認されれば、それは超国家的な効力を持つことになるのである。それゆえ国内における人権の法制化は、国際法の一部としての人権関係の諸条約とどういった関連をもっているのかが明らかになる必要がある。

もし教会での議論を単なる道徳的神学上の要求の羅列に限定してしまうのであれば、それは本来の課題からの逃避となっていくに違いない。「外国人住民基本法」は、そうしたことも意識して、文言確定

の基礎に、世界人権宣言から始まった国際人権法を置いている。

II. 「外国人住民基本法」制定運動の実践

①全国キャンペーンの展開

各地外キ連では、署名運動、講演会開催、現場研修実施、学習会、グッズ制作、院内集会開催、ブックレットやリーフレットの制作と活用、ビデオ制作と活用、神学校の特設授業開設要請などがこれまでに積み重ねられてきた。この中、院内集会やブックレット・リーフレットの制作、ビデオ制作は東京に活動拠点を据えている外キ協事務局が直接的に準備作業を進めてきた。しかし、あくまでそうしたものの活用は全国各地の働きにかかっている。

署名運動は教会を中心に毎年の継続活動として続けられてきたが、今後も目標に向けて署名数を増やすべく運動を継続していく。我々の決心は法案成立まで継続するというものであったことを再確認したい。

現場研修は各地の活動においてこれまでもかなりの数が報告されてきたが、調査活動を進める中ではこれまで見過ごしてきた現場もあるはずなので、今後新たに発見されるものも出てくるはずである。その際には地元の歴史家や市民グループなどとの連携を積極的に生かすことも有益であろう。

学習会は開催場所、集まる人びとの中心層、学習目的などによって計画内容がかなり違ってくる。個々の教会内の青年会や壮年会のような対象から、教区・支区レベルの規模の大きなものまであるので、その場の活動体の開催能力に合ったものが求められる。

②各教派・諸団体の取り組み

これは、毎年の報告書『全国集会資料集』に掲載されてきた。各教派によって組織の在り方が異なるので、基本的にはそれぞれに委ねるしかない。各教派で、当該関係委員会の活動をきちんと位置づけていただいて、活動の実績を積んでいただくしかない。この辺の事柄をスムーズに運ぶには、事務局にその教派を代表する形で委員を派遣していただくのが最も確実で手っ取り早い。当該組織内の講演会・学習会・出前学習会なども、教派団体そのものがバック

アップしてくれることによって、より円滑に効果的に行なわれる。また、時には関係教派・諸団体間の合同プログラムも非常に有効である。その他、組織内ホームページにおける集会報告や情宣活動も、これからはますます有効に機能すると思われる。

Ⅲ. 到達点の確認と今後に必要な視点

①関連する諸課題から

a. 地方参政権

最高裁判例はすでに1995年、外国人住民の地方参政権に関して、それまでの「日本国民」対「外国人」という絶対二分論から一歩踏み出している。現実に地域社会に生活している外国人が存在するという事実が、最も大きなことである。外国人住民の住民投票の権利や地方自治体への選挙による参加は、その地域社会の国際化への対応力を示すバロメーターになっている。外国人住民の地方参政権は多民族・多文化共生社会構築への必要条件である。

b. 歴史認識

戦後の日本における「民族差別」は、日本の近代史における克服せねばならない重要課題である。明治以降の日本の国づくりがアジアの近隣諸国を踏み台にして成し遂げられていったこと、とりわけ朝鮮半島を植民地下に置いて、その土地で生きていた人びとの人権を根こそぎ奪ってきた。その歴史をどのように償っていくかは、我々の責任でもある。

c. 戦後補償

日本が大戦下において犯した過ちを具体的に償うのは当然である。これは国家の責任であり、国家が賠償責任を負っている。しかるにその責任を果たす行動は遅々として進んでいない。数々の関連裁判における司法の判断にも、国家としての人権意識の弱さが露呈されている。このために各地で問題提起の意味も含め、人権が損なわれた事例を補償することをアピールし、提起された関連裁判を支えていく責任が我々にある。

②今後何が必要か

a. 新システムを念頭に置いて

グローバル性を実感させる事象は経済・政治・文化・宗教を横切るように、時代の至るところに現れている。そうした中で日本政府は、ある意味でグロ

ーバリズムを意識したまったく新しい外国人管理システム構築に動き始めている。これだけコンピューターが支配する社会で、コンピューターを無視して対応することなどは到底できないが、コンピューターという文明の利器を利用する影に存在するのは、まぎれもなく人間であることには変わりはないのであるから、我々はまずその影に蠢く人間を問わねばならない。そこをしっかりと押さえれば、彼らが文明機器を利用して何を画策しているかが自ずから見えてこよう。具体的にやるべきことは、今提示されようとしている新システム(法整備)の内容をしっかりと見極めること、その短所を明確に指摘し、それに代わるものを示す必要が求められる。

ここで一番力を発揮するのは政治的動向である。法定の内容を改善していったり、新法案を準備することが可能になろう。いま日本の政治体制は大きく動こうとしているが、そうした現実を上手に利用することも必要になってこよう。そこでは、「外国人住民基本法」という試案は、重要な役割を果たせるはずである。

「外国人登録法」がなくなってしまいそうな今、我々外キ協は今後の名称問題や組織の在り方も含めて、新しい発想に基づいてどういう活動体を構築すべきであろうか。「毒をもって毒を制す」ではないが、インターネット世界の利用を、腰を入れてしっかり考えるべきではなかろうか。

b. 一つの提案

現在、経済のグローバル化を象徴するかのよう、米国から始まった経済不況が全世界に拡大しつつある。戦後の好景気路線を邁進してきた日本も例外なくこの波に巻き込まれている。世界を代表するかの勢いを誇っていた大企業が次々と沈没し始め、大手メガバンクまでもがその渦の中にある。

こうした状況下、外国人労働者は次々と首を切られ、巷には路頭に迷う人びとが溢れかえり、途方に暮れている。しかし教会は、こうした外国人住民と人格的出会いをどれだけしているのだろうか。現在のような状況下で彼ら彼女らと出会うことこそが求められていると考える。たとえば、その数の多さから真っ先に報じられる在日ブラジル人に代表される外国人労働者住民の苦境に、教会は何をなし得て

いるだろうか。カトリック司教協議会はすでに彼らを覚えて教会が立ち上がらねばならないことを訴えている。

我々は教会で「善いサマリア人の譬え」(ルカ福音書 10 章 25～37 節) を何度も読んできたが、そこでイエス・キリストが最後に口にされた言葉は「行って、あなたも同じようにしなさい」であった。これは明らかに具体的行動への促しである。こんなに分かりやすい譬え話をまだ精神的教訓として受け止め続けるのであろうか。ユダヤ人にとって「隣人」とは同胞に他ならず、サマリア人では決してあり得なかった。しかし、そのような民族枠の前提をイエス・キリストはひっくり返されたのである。「隣人」とは、同胞の代名詞ではなく、民族の違いを超えて持つことができる関係であろう。現代というグローバル世界に生きる我々にとっては、国籍を超えて外国籍住民を「隣人」として迎えられるか否かの問題である。

使徒パウロは「喜ぶ人と共に喜び、泣く人と共に泣きなさい」(ローマ書 12 章 15 節) と勧めているが、これは教会内の世界に限定して適用すべきことではないはずである。この世の人たちの悩みや苦しみ、世の重荷を共に担い、共に苦しむことにおいてこの世と連帯すべきことが指摘されている。

教会が、職や住居を失った人たち、とりわけそうした外国人労働者を迎え入れるような働きができないものだろうか。各個教会が、あるいは教派や団体が組織的に、可能ならば超教派的にでも、教会として彼ら彼女らを受け入れられるような施設などを提供できないものだろうか。「外国人住民基本法」制定を求める教会が「行って、同じようにする」ことはイエス・キリストの生き方を文字通り生きることになるに違いないと思う。

* 第 23 回全国協議会「発題」から

あたいまえのこと

●春日 隆 (日本聖公会横浜聖アンデレ教会司祭)

「安息日を守ってこれを聖別せよ。あなたの神、主が命じられたとおりに、六日の間働いて、何であれあなたの仕事をし、七日目は、あなたの神、主の安息日であるから、いかなる仕事もしてはならない。あなたも、息子も、娘も、男女の奴隷も、牛、ろばなどすべての家畜も、あなたの門の中に寄留する人々も同様である。そうすれば、あなたの男女の奴隷もあなたと同じように休むことができる。あなたはかつてエジプトの奴隷であったが、あなたの神、主が力ある御手と御腕を伸ばしてあなたを導き出されたことを思い起こさねばならない。そのために、あなたの神、主は安息日を守るよう命じられたのである。」(申命記 5 : 12～15)

御言葉うち開くれば、光をはなち、愚かなる者にも知恵を与とう。顧みてわれを恵み、常に御名を愛する者になしたもう如く、われにも為したまえ。ア

ーメン

本日の説教は、他でもなく、今ここにいる皆さんにいたすのであります。

この時にあたり、わたしたちが何をなすべきかは、この二日間で確認したところであります。

ついては、もう一度、それを為さんとしているわたしたちは何者かということ、考えてみましょう。本日は、十戒にもりこまれた「安息日」を通して、わたくしたちは何をしているのかを学びます。そもそも、「安息日」は天地創造のとき、七日目に神は創造の業を了え、休息に入られたのですが、この日のみを「聖別」されたのです。つまり、他の六日とは全く質の違うものとされました。主の創造の業のなされたどの六日間よりも尊いとされたのであります。聖別されていませんので、人間はこれを自由に出来ます。しかし、安息日は聖別されたものであり、自由にすることが出来ないのです。

十戒は神の定めた律法ですが、その中になぜ「安息日」が置かれたのかであります。それは、本日の聖書の申命記にあります、長々とした添え書きが示しています。人間の歴史の中で、寄留の民や奴隷が人間らしく生きるために必要な休息を与えないことは知られていることです。

休息を与えるという配慮はいかに難しいことかは、例を挙げるまでもありません。この問題の延長として、現在の日本における外国人の苦しみがあるのです。

イエスの「この最も小さい者の一人にしなかつたのは、わたしにしてくれなかつたことなのである」(マタイ 25:45)の言葉は、さらなる深刻さを教えてくれる。イエスの指摘は、あからさまな敵対者よりも、無関心な者こそが重い罰を受けねばならない最大の敵であるとしているのである。

今、ここに集まっているわたしたちは、キリスト

者としてそれぞれ教会に属しています。これまでは、おずおずと教会の仲間に訴えてまいりましたが、キリスト者は十戒を守ることを誓約して洗礼に与かります。それならば、「外国人住民基本法」制定と取り組んでいるこの外キ協の働きと歩を共にすることは「自分がキリスト者であることの確証である」と訴えることに憚りはないのです。

さらに付け加えるなら、あらゆる人間の中に神を見出せということです。神はご自分の似姿に人間を創造されたのである。多数者も人間、少数者も人間。多数者たる者が、少数者の存在と権利守るのは自分が人間である証でもあるのです。

最後に、以上から、わたしたち外キ協は「よいこと」をしているのではなく、「あたりまえ」のことをしているのである。

皆さんのうちに平安がのこりますように。

* 第 23 回全国協議会「閉会礼拝」より

●外キ協 2008 年会計報告 (2008 年 1 月～12 月)

<収入>		<支出>	
1. 前年度繰越	22,894	1. 1月全国集会経費	816,670
2. 名刺広告	1,796,000	2. 全国協議会経費	958,736
3. 全国集会献金	56,567	3. 全国運営委員会経費	147,450
4. 全国協議会参加費	622,000	4. 人件費	600,000
5. 特別献金	163,200	5. 事務費	259,218
6. 書籍売上	714,800	6. 会議費	2,320
7. 教派・団体分担金	600,000	7. 通信費	159,160
8. 全国キャンペーン協賛金	510,000	8. 活動費	58,000
9. 全国キャンペーン献金	500	9. 国際シンポジウム経費	830,740
10. 国際シンポジウム参加費	857,000	10. 全国キャンペーン経費	392,792
11. 国際シンポジウム協賛金	50,000	11. 印刷製作費	963,056
12. 特別プログラム参加費	300,000	12. 編集費	79,020
13. 雑収入	5,000	13. 資料購入	42,314
		14. 振替手数料	450
		15. 渉外費・雑費	47,000
		16. 特別プログラム経費	332,830
		17. 次年度繰越	8,205
<収入合計>	5,697,961	<支出合計>	5,697,961

* 支出項目「1. 1月全国集会経費」は『2008年全国集会資料集』の編集費・印刷費を含む。 * 「2. 全国協議会経費」「3. 全国運営委員会経費」は外キ連代表者への交通費補助を含む。 * 「5. 事務費」はコピー代とFAX・PC使用料を含む。 * 「7. 通信費」は『ニュース』発送費用、『ブックレット』発送費用など。 * 「8. 活動費」は集会派遣費用など。 * 「10. 全国キャンペーン経費」は署名用紙印刷代・発送費を含む。 * 「11. 印刷製作費」「12. 編集費」は、『歴史をひらくとき・2008』印刷費と編集費を含む。 * 「16. 特別プログラム経費」は、「青年の旅・2008」プログラム費用。

「管理」ではなく「共生」のための制度を！ NGO共同声明・2009

日本政府は今春、外国人法制度の再編を図る法案を今国会に提出する。これは、昨年の閣議決定によるものであるが、具体的には「在留カード」を柱とする入管法改定案と、「外国人台帳」を新設するための法案である。

私たちは、NGOからの提案として、そして日本社会に暮らすさまざまな国籍の住民による切実な要求として、以下のことを政府と国会に求めたい。

- (1) 政府は、外国人の管理強化を図る「入管法改悪案」とそれに担保された「外国人台帳法」構想を撤回すること。
- (2) 政府と国会は、すべての在日外国人に対して、「住民」としての地位と権利、および国際人権条約が定める「民族的マイノリティ」としての地位と権利を明示した「人権基本法」を立法化すること。
- (3) 政府と国会は、外登法を廃止すると共に、住民基本台帳法を改正して外国籍住民をその対象とすること。
◇その対象は、国籍と在留資格の有無にかかわらず、外国籍住民すべてとする。
◇自治体はその情報を、納税と住民サービス以外の目的のために利用、提供してはならない。

<呼びかけ> **外国人権法連絡会** (共同代表：田中 宏／丹羽雅雄／渡辺英俊)

<賛同> アクティブ・ミュージアム「わたしの戦争と平和資料館」(wam)／アジア女性自立プロジェクト／アジア女性資料センター／アジア人権・平和・多文化センター／特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター (PARC)／アジェンダ・プロジェクト／社団法人アムネスティ・インターナショナル日本／移住労働者と連帯する全国ネットワーク(移住連)／インドネシア民主化支援ネットワーク (NINDJA)／うさちゃん騎士団 SC／牛久入管収容所問題を考える会／NPO 法人 AM ネット／NGO 人権・正義と平和連帯フォーラム／FM わいわい／大村入管被收容者を支える会／外国人学生問題研究会／外国人研修生権利ネットワーク／外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会／外国人登録法問題と取り組む広島キリスト者連絡協議会／外国人登録法問題と取り組む北海道キリスト教連絡協議会／外登法の抜本的改正を求める神奈川キリスト者連絡会／外登法の抜本的改正を求める関東キリスト者連絡会／外登法の抜本的改正を求める九州・山口キリスト者連絡協議会／外登法問題と取り組む関西キリスト教代表者会議／外登法問題ととりくむ関西キリスト教連絡協議会／(社)神奈川人権センター／神奈川朝鮮学園オモニエ連絡会／かながわみんとうれん／カバティラン／カラカサン～移住女性のためのエンパワメントセンター／カラバオの会／NGO 神戸外国人救援ネット／(財)神戸学生青年センター／神戸公務員ボランティア／神戸在日コリアン保護者の会／(特非)神戸定住外国人支援センター (KFC)／コムスタカ～外国人と共に生きる会／(特活)コリア NGO センター／NPO 法人コリア人権生活協会／「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会／特定非営利活動法人 COMPASS／在日アジア労働者と共に闘う会／NPO 法人在日外国人教育生活相談センター・信愛塾／在日韓国人問題研究所 (RAIK)／在日コリアン青年連合 (KEY)／在日大韓基督教会関東地方会社会部／在日大韓基督教会社会委員会／在日の慰安婦裁判を支える会／在日ビルマ難民たすけあいの会／在日無年金問題関東ネットワーク／在日本大韓青年会中央本部／在日本朝鮮人権協会／山谷争議団 反失業闘争実行委員会／山谷労働者福祉会館活動委員会／市民外交センター／住基ネットに反対する市民ネットワーク沖縄／(社)自由人権協会／人権市民会議／すずめの木 シェアリングルーム開設準備室／すぱーすアライズ アライズ総合法律事務所／すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク (RINK)／生活と権利のための外国人労働者総行動実行委員会／聖公会平和ネットワーク／世界コミュニティラジオ放送連盟 (AMARC) 日本協議会／全国キリスト教学校人権教育研究協議会／全国在日外国人教育研究協議会／全統一労働組合／対話で平和を！日朝関係を考える神戸ネットワーク／特定非営利活動法人 たかとりコミュニティセンター／多言語センター FACIL／多文化共生フォーラム奈良／多民族共生人権教育センター／調布ムルシの会／同胞保護者連絡会／中崎クィアハウス／長崎在日朝鮮人の人権を守る会／ナフェナフェ (自然農を志す地球人の会)／日朝友好愛知学生の会／日朝友好関西学生の会／日朝友好関東学生の会／日朝友好九州学生の会／日朝友好広島学生の会／日本カトリック難民移住移動者委員会／日本キリスト教協議会在日外国人の人権委員会／(財)日本キリスト教婦人矯風会／日本バプテスト同盟／日本ビルマ救援センター／破防法・組対法に反対する共同行動／反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)／反住基ネット連絡会／ピースポート／ひめじ発世界／フィリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会／フォーラム平和・人権・環境／福岡・多文化共生教育研究協議会／ホットライン姉妹 (ちゃめ)／民族教育ネットワーク／民族差別と闘う大阪連絡協議会／やぶれっ！住基ネット市民行動／ワールドキッズコミュニティ

(2009.2.8 現在 100 団体)

◆改定法案の詳細を知りたい方は⇒ <http://www.repacp.org/aacp/>

+++++

3・29 緊急集会 「外国籍住民の苦境と入管法改定」

日 時◇2009年3月29日(日)午後2時～5時30分

会 場◇在日本韓国YMCA 9階ホール [地図] <http://www.ymcajapan.org/ayc/jp/>
(JR「水道橋駅」東口徒歩6分、「御茶ノ水駅」徒歩9分)

参加費◇500円(資料代)

主 催◇「在留カードに異議あり！」NGO実行委員会(呼びかけ：外国人 인권法連絡会)

日本は今、世界的不況のただ中にある。
その歪みは、社会の構造的弱者に集中している。
とりわけ、ニューカマーと呼ばれる移住労働者とその家族の多くは、
職を失い、住居を失い、必要な医療を受けることもできず、
外国人学校にも日本の学校にも通えない「不就学」の子どもたちが日々生み出されている。
しかし、彼ら彼女らの困窮と叫びは、日本社会の中の痛みとして顧みられない。

いっぽう日本政府は3月上旬、
外登法を廃止して「在留カード」「外国人台帳」制度を導入する入管法・入管特例法・住民基本台帳法の改定案を、
国会に提出する。
しかし、この一連の改定案の成立を許せば、外国籍住民はこれまで以上の管理と監視の下に置かれる。
とりわけ「IC在留カード」は、
外国籍住民の日常生活の隅々にまで監視する制度として、恣意的に運用されるであろう。

また政府は、「不就学の子どもの把握するために、住民サービスのために」外国人台帳が必要だ、とも言う。
しかし、日々深まる雇用危機と生活破壊、日々増加する不就学の子どもの存在は、
現在の外登法の不備によるものではなく、
外国籍住民に対する労働政策と教育政策の無為無策、すなわち人権政策の決定的不在にあるのでないか。

第一部:報告「在日ブラジル人の子どもたちは今」

- ドキュメント「ブラジル人コミュニティ・2008年12月～09年2月」
- 各地からの報告

第二部:検証「入管法・入管特例法・住基法改定案を読む」

- 「在留カード」:旗手 明さん
- 「外国人台帳」:西邑 亨さん
- 難民申請者/非正規滞在者と人権:難波 満さん
- 特別永住者の地位と権利:佐藤信行さん

第三部:討論「排除と管理の制度ではなく共生のための制度を！」

- ◇会場参加者による討論
- ◇第2次「NGO共同声明」採択

- ◆「外国人住民基本法の制定を求める国会請願署名:2008年」を3月3日、
衆議院と参議院に提出しました。

◇「外国人住民基本法の制定を求める国会請願署名:2009年」を開始します。
各教会で、各地域で署名を集めましょう。